

海を越え あなたの想いが 日本で開く

参議院議員通常選挙の実施が予定されています

郵便投票を希望する方は早急に国内登録先の選挙管理委員会に投票用紙等を請求して下さい。具体的な選挙日程等については、判明し次第、当館より在外選挙人証をお持ちの皆様へ郵便にて、また当館ホームページを通じて御案内致します。

在外選挙制度のお知らせ

在外選挙では、国政選挙(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙)に投票することができます。今回予定されている参議院議員通常選挙では、比例代表選挙及び選挙区選挙に投票することができます。

☆在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請を行い、予め在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに、在留地を管轄する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所等登録申請をお願い致します。

☆既に在外選挙人証を交付された方は、ご自分の在外選挙人証を大切に保管して下さい。なお、在外選挙人証を紛失等された方は、再交付の手続きが必要となりますので、在留地を管轄する在外公館にお問い合わせ下さい。

在外選挙制度

海外からも日本の国政選挙の投票ができます。

在メルボルン総領事館

登録資格

- ① 満20歳以上の日本国民であること。
- ② 海外に3ヶ月以上お住まいの方(ご住所を選挙管轄する大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上お住まいの方)。なお、3ヶ月未満の方でも登録申請出来るようになりました(注)。
- ③ 在外選挙人名簿に未登録であること。

※日本国内の最終住所の市区町村に転出した旨の届出(転出届など)を行っていない方は、先に届出を済ませた上で登録申請を行ってください。

(注) 3ヶ月住所要件を満たしていない申請の場合、大使館・総領事館では申請書を一旦お預かりし、居住期間の3ヶ月経過時に改めて申請者の方の住所を確認した上で、手続を再開することとなりますので、ご注意ください。

申請書の提出方法

申請者ご本人、又は在留届に記載されている同居家族等(注)が、その住所を選挙管轄している大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)の領事窓口で直接申請してください。

なお、申請は在外公館が実施している領事出張サービス(一日領事館)でも受け付けています。

申請書は在外公館に備え付けてありますが、総務省のホームページからダウンロードできます。

(注) 「同居家族等」とは、在留届の「氏名」欄に記載されている方及び「同居家族欄」に記載されている方で日本国籍の方となります。

申請の際に持参するもの (申請者ご本人による申請の場合)

- ① 旅券
旅券が提示出来ない場合は、日本国又は居住国の政府や地方自治体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、居住国の外国人登録証等)
- ② 在外公館の選挙管轄区域内に居住していることを確認できる書類
(イ) 申請の時点で管轄区域内に引き続き3ヶ月以上居住されている方:
住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3ヶ月以上前に提出済みの方は不要です。
(ロ) 申請時に管轄区域内の居住期間が3ヶ月未満の方:
申請時の住所を確認できる書類。

申請の際に持参するもの (同居家族等による申請の場合)

- ① 申請者ご本人の旅券
- ② 申請者ご本人が自署した申請書及び申出書
- ③ 3ヶ月以上の継続居住を確認できる書類。
(イ) 申請の時点で管轄区域内に引き続き3ヶ月以上居住されている方:
住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3ヶ月以上前に提出済みの方は不要です。
(ロ) 申請時に管轄区域内の居住期間が3ヶ月未満の方:
申請時の住所を確認できる書類。
- ④ 申請を行う同居家族等の旅券

在メルボルン日本国総領事館移転のお知らせ

在メルボルン日本国総領事館は、6月25日(金)まで現住所(Melbourne Central Tower)で開館し、6月28日(月)以下の住所に移転します。同日(6月28日)は窓口業務を終日休止し、広報文化センターと領事部(ビザ・パスポート等)窓口は、6月29日(火)より再開します。ご不便をおかけいたしますが、ご協力宜しくお願いします。詳細は「総領事館からのお知らせ」のページを御参照下さい。

新住所

Level 8, 570 Bourke Street, Melbourne, VIC 3000

- 総領事館・電話番号: 03-4500-4510 FAX番号: 03-9639-3820 (これまでと同じ番号)
- 領事部・電話番号: 03-4500-4510 FAX番号: 03-9650-7295 (これまでと同じ番号)
- 広報文化センター 電話番号: 03-4500-4560 FAX番号: 03-9639-3829 (これまでと同じ番号)

www.melbourne.au.emb-japan.jp 窓口受付時間: 9:00-12:30 14:00-16:00 6月の休館日(土日除) 6月14日(月)

【ご注意】

在外選挙人登録を済ませられた方が、日本に帰国し、転入届の提出により住民票が作成されてから4ヶ月を経過すると、在外選挙人名簿から自動的に抹消されます。この場合には、在外選挙人証を当該在外選挙人証を交付した市区町村選挙管理委員会に返却してください。また、再度海外に転出される場合は、改めて在外選挙人名簿への登録申請を行っていただく必要があります。

間もなく、参議員議員通常選挙が行われます。

任期満了 7月 25日

あなたの一票を、日本の国政に届けます。
投票するためには、あらかじめ「登録申請」が必要です。

詳しくは下記ホームページをご覧ください

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/> 総務省 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/senkyo/